

令和7年度（第18期）

坂戸市まちづくり応援基金 報告書



坂戸につさい桜まつり
（「活力に満ちたまちづくりに関する事業」として活用）

埼玉県 坂戸市

はじめに

坂戸市まちづくり応援寄附金制度が開始して以来、全国の方々から坂戸市を思うお気持ちと多額の御寄附をいただきましたことに心から御礼申し上げます。

ここに、令和7年度（第18期）の坂戸市まちづくり応援基金の報告をさせていただきます。

本市では、市民が主役となる自立性の高い地域社会を創り出すため、市民、産、学、官が共に力を合わせ、魅力あるまち、希望の持てる坂戸となるよう協働のまちづくりを進めてきました。そのような中で、坂戸市を思う個人又は団体から広く寄附金を募り、これを基に各種事業を実施し、寄附者の思いを実現化することにより、個性豊かな魅力あるまちづくりに資するため、坂戸市まちづくり応援寄附条例を制定しております。

この寄附金では、市の提示した事業区分の中から寄附者が用途を選択することで、寄附者の思いを政策に反映させようとする仕組みとなっており、6つの政策メニューを設定しております。お寄せいただいた寄附金は、第7次総合計画に定める将来像「住みつづけたいまち子育てしたいまち さかど」の実現のため、寄附者の御意思を尊重し有効に活用させていただきます。

今後も、シティプロモーションの一環として、本市の魅力を発信し、坂戸市まちづくり応援寄附条例の趣旨に沿い、全国の方々から寄附を募ってまいりますので、皆様におかれましては、なお一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年9月
坂戸市長 石川 清

1 政策メニュー

- ① 安全で安心なまちづくりに関する事業
防災防犯、交通安全、児童生徒の安全対策などの事業に充てます。
- ② 健康で元気なまちづくりに関する事業
健康づくり、保健・医療・福祉政策などの事業に充てます。
- ③ 子育て及び教育がしやすいまちづくりに関する事業
子育て支援、幼稚園・小中学校の教育環境の整備等の事業に充てます。
- ④ 活力に満ちたまちづくりに関する事業
産業の振興、観光やお祭り等イベントの支援などの事業に充てます。
- ⑤ 協働によるまちづくりに関する事業
市民参加、ボランティア活動の支援などの事業に充てます。
- ⑥ その他市長が必要と認める事業
平成27年4月から、「木橋と花の回廊散歩道づくり」を目標事業として定めました。市内の木橋や遊歩道等の整備事業に充てます。

2 寄附の概況

令和7年度（第18期）は、個人からの寄附が 11,587 件、総額 264,682,300 円でした。寄附の詳細については、以下のとおりです。

なお、いただきました寄附金につきましては、一度基金に積み立てを行い、令和9年度の事業に充当いたします。

（1）政策メニュー別

（件数：件、金額：円）

	事業名	件数	金額
①	安全で安心なまちづくりに関する事業	2,364	53,114,000
②	健康で元気なまちづくりに関する事業	471	10,643,000
③	子育て及び教育がしやすいまちづくりに関する事業	2,526	61,170,000
④	活力に満ちたまちづくりに関する事業	435	9,437,000
⑤	協働によるまちづくりに関する事業	151	3,697,000
⑥	その他市長が必要と認める事業	272	6,188,300
⑦	指定なし	5,404	120,433,000
合計		11,623	264,682,300

※事業の区分を複数指定した件数が 36 件あるため、寄附金等の合計件数と一致していない。

(2) 令和7年度寄附者紹介

氏名の公表に了承を得られた方をご紹介します（順不同・敬称略）。

都道府県	氏 名			
北海道	奥山昌志	森優太	金田聖隆	平井宏樹
	福井尚彦	武安正憲	福嶋透	太田丈嗣
	岡田公知	橋田幸典	市川一夫	佐藤清治
	川畑賢太	梅田秀治	佐藤吉高	石川貴幸
	村上重巳			
青森県	新井山孝平			
岩手県	木下一孝	白石和也		
宮城県	木曾友輔	今野哲		
秋田県	石橋直子			
福島県	吉原崇雄	清野由夏	添田都	
茨城県	武藤賢治	小林幸大	江澤清志	米盛高士
	青木健一	山本正明	竹松将美	鈴木佑樹里
栃木県	小堀和彦	西尾麻美		
群馬県	宮崎達也	新井雄司	斉藤真一	横尾隆則
埼玉県	一ノ瀬裕	越智啓太	奥村知恵	加畑健二
	河埜誠	柿澤一行	間野大輔	亀井真帆
	吉田史典	金子健一	金子浩章	江田倭高
	高橋毅	佐藤達宏	山田正代	山本一毅
	秋山順一	宿谷英之	緒方大樹	小島良則
	小野捺未	小林直樹	小澤聡樹	松添安広
	上原正吾	神定徹行	石山太一	石川智之
	村中慶哉	台良剛	大久保勝哉	大久保拓也
	大塚勇人	中山克美	中田謙治	中島せつ子
	猪飼由紀恵	長島光夫	田中辰宗	田中智雄
	田嶋浩正	東海林舞奈美	内山拓哉	馬場悠介
	富田清	浮洲鈴明	福田成春	鈴木吉光
	高橋和隆			
千葉県	安食渉	稲垣宏	鴛尾康之	灰玉平昇
	檜田世紀	宮下真彦	宮澤直樹	佐々木龍一
	佐藤博	山口靖人	山田恭史	森田悦男

	石合七海	川嶋一弘	増田良和	大橋正治
	大善智彦	瀧本文秀	池田拓海	中井俊輔
	中村哲也	鶴岡芳章	二階堂友和	
東京都	L I Y I N G	WalkerNeill	阿部正和	逢坂啓司
	伊藤千紘	伊藤文和	井上真杉	引地崇之
	遠山裕之	岡田真	加藤政明	加藤武
	角野弘樹	梶裕貴	梶本耕造	関根淳
	岩本真治	亀卦川篤	亀谷将史	吉岡唯斗
	吉江俊和	吉田賢一郎	宮永正哉	宮本昂旺
	宮本勇志	玉木圭	桐山佐緒里	熊谷大輝
	栗原優佳	原暁美	古屋陽香	戸村幸次郎
	胡洪濱	綱島良次	高橋正樹	高橋良輔
	高尾延治	高野武博	黒木健史	根岸秋男
	佐々木俊治	佐々木智広	佐藤光徳	榊佳奈美
	三ツ村弘隆	三駄寛之	三宅直斗	三本杉国幸
	三澤昌司	山田泰司	山内康	山本健太郎
	山本卓司	徐涛	小金井利行	小野康希
	松井江津子	松山楓	城田直哉	水野恵太
	水野知章	杉浦一徳	杉浦知和	星野直人
	生巢成美	青山佳恋	石関学	浅岡順子
	村上徹	村島悠斗	大井正	大橋周作
	大塚春奈	竹下康平	竹内貴則	中村直子
	中本亮輝	仲村貴徳	長谷川智行	長谷川祐司
	天野宣達	田口樹奈	田中麻祐子	田澤祐一
	渡邊建二郎	渡邊修也	藤井聡志	藤田政道
	日高瞭太	萩森耕平	板谷聖示	比留間敦子
	平本健太郎	堀田智基	末琳太朗	木村洋介
	門田尚之	野口知子	野村昂平	野田和則
	余哲	林下真奈	林由佳	鈴木一行
	鈴木紳	高橋卓巳	高橋祐貴	
神奈川県	伊藤智	伊藤和広	我妻朗次	吉本幸太郎
	橋本大地	金蔵省二	栗原壮平	兼子陽
	原田和典	今井亮太	佐藤洋介	佐野吉洋
	山下浩一郎	室屋奈津子	漆原功和	秋吉紀哉

	小杉真哉	鐘隆一	植松豊和	杉本将司
	石橋純平	川原弘幸	川底慎一郎	村田哲哉
	大久保貴史	谷井千紗子	竹島徹平	塚原理絵
	辻本弘行	辻本智仁	殿塚貴康	田中仁志
	島村秀樹	藤原誠一	畠山健治郎	福島優希
	片野千秋	木曾雅俊	鈴木敏行	櫻井一志
	澤口妃佐子	高梨航		
新潟県	廣瀬友美	今泉諒介	白井則行	森田智博
	庭山欣也			
富山県	山口洋平			
石川県	山崎寛人			
長野県	杉本紫苑	三澤憲仁	上條朱美	
岐阜県	清水光	岩崎光企夫	伊藤允紀	後藤知裕
	坂井周行	大野一樹	佐々木匠	丹羽憲司
	前田宏	林賢一		
静岡県	山梨秀樹	佐藤祐太	渡邊明	杉山雅美
	藤巻未帆	岡田博之		
愛知県	永田正勝	奥村周平	加納信明	岩田拓也
	古橋篤	今村嶺樹	山口和司	守内大作
	小室元直	森田充浩	西岡弘行	石本真悠
	池部駿	鶴田憲史郎	土方健	嶋田睦嗣
	梅村直樹	牧野光利	木村公治	廣西航多
	濱崎博臣			
三重県	佐藤史宏			
滋賀県	大塚嘉信	北川智美	大谷光春	
京都府	稲岡利文	遠山隆夫	山口正樹	太田由紀子
	鈴木一志			
大阪府	安藤範一	井上賀津也	岸本英明	穴倉治
	後藤純子	荒木秀典	佐古田佳樹	三輪好輝
	秋山智洋	出原茂将	勝田優一	小野大貴
	上田季央	西田暁	石上兼太朗	前野貴之
	大塚義朝	辻亮太郎	田中克佳	渡辺賢斗
	本田葉子			
兵庫県	井平麻美	蔭山将志	越智友暉	喜多範明

	橋本一二三	栗田浩	原田洋志	黒岩政行
	山本清作	正谷彰麻	川崎一旭	棚田英治
	田中陽平	渡部貴之	藤原大輔	福永義文
奈良県	福田純	岸本資之	藤本雅則	
和歌山県	椎崎淳	上田太		
岡山県	大森敦夫	武野貴則	佐藤俊輔	
広島県	高橋南	師井一道	新本英雄	芦田整
山口県	梶井智泰	岩崎将季	川本康成	中村隆子
徳島県	前田伊玖麻			
香川県	高橋昭司	細川顕仁		
愛媛県	増田佳記			
高知県	筒井七勢			
福岡県	奥村橋倫	岡田智広	岡部裕美	佐藤雄亮
	山口達也	松永健太郎	松隈裕美	村上朝一
	大月里音	樋口真樹子	木下昌明	領家正人
	林野隼			
佐賀県	ヤマサキトモノリ			
熊本県	園田恵子	荒木祐次	山本貴廣	杉本憲昭
	中野翔太			
大分県	片岡和彦	中島和豊	高原佳奈	
宮崎県	胤末寿史			
鹿児島県	神田浩一	間世田佳子	牧山空司	村山隆
沖縄県	高江洲聡	石川クミ子	石川誠	田中秀之
	當眞嗣正			

3 寄附財源の充当事業

令和5年度にお寄せいただいた 169,308,000 円の寄附金については、寄附者からの指定にあわせ、以下のとおり令和7年度の事業に充当いたしました。

○安全で安心なまちづくりに関する事業

- ・事業名 安全で安心なまちづくり推進事業
- ・決算額 57,767,552 円（うち寄附金充当額 28,473,000 円）
- ・事業内容 防犯灯の設置・管理、AED の配備等

○健康で元気なまちづくりに関する事業

- ・事業名 乳幼児健診事業
- ・決算額 55,801,767 円（うち寄附金充当額 6,767,000 円）
- ・事業内容 乳幼児健診の実施

○子育て及び教育がしやすいまちづくりに関する事業

- ・事業名 こども医療費支給事業
- ・決算額 376,984,539 円（うち寄附金充当額 45,471,000 円）
- ・事業内容 子どもに対する医療費の支給

○活力に満ちたまちづくりに関する事業

- ・事業名 観光振興事業
- ・決算額 10,751,488 円（うち寄附金充当額 6,928,000 円）
- ・事業内容 にっさい桜まつりの開催、観光ガイドマップの作成等

○協働によるまちづくりに関する事業

- ・事業名 北坂戸団地にぎわい再生事業
- ・決算額 6,280,762 円（うち寄附金充当額 2,359,000 円）
- ・事業内容 大学と協働による北坂戸団地のにぎわいの創出

○その他市長が必要と認める事業（木橋と花の回廊散歩道づくり）

- ・事業名 ふるさとの川整備事業（高麗川）
- ・決算額 1,072,000 円（うち寄附金充当額 1,072,000 円）
- ・事業内容 浅羽ビオトープの維持・管理

- ・事業名 緑の保全・創造事業
- ・決算額 12,878,758 円（うち寄附金充当額 3,697,000 円）
- ・事業内容 樹木の保全、地域の緑化推進

○その他（指定なし）

- ・事業名 学校給食費補助事業
- ・決算額 444,579,756 円（うち寄附金充当額 74,541,000 円）
- ・事業内容 小中学生の学校給食費全額を補助し、無償化を実施

4 基金残高

令和6年度末 現 在 高	令和7年度中増減額		令和7年度末 現 在 高
	取崩額	積立額	
407,235,395 円	169,308,000 円	266,150,503 円	504,077,898 円

5 坂戸市まちづくり応援寄附条例

平成 20 年 12 月 24 日公布
坂戸市条例第 30 号

(目的)

第 1 条 この条例は、坂戸市を愛し、応援しようとする個人又は団体から広く寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄附者の坂戸市に対する思いを実現化することにより、個性豊かな魅力あるまちづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第 2 条 この条例に基づき寄附される寄附金（以下「寄附金」という。）を財源として実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 安全で安心なまちづくりに関する事業
- (2) 健康で元気なまちづくりに関する事業
- (3) 子育て及び教育がしやすいまちづくりに関する事業
- (4) 活力に満ちたまちづくりに関する事業
- (5) 協働によるまちづくりに関する事業
- (6) その他市長が必要と認める事業

(寄附金の使途指定)

第 3 条 寄附者は、寄附金の使途を前条各号に掲げる事業のうちから指定し、寄附することができる。

2 寄附者が寄附金の使途を前条各号に掲げる事業のうちから指定しなかったときは、市長が指定するものとする。

(基金の設置)

第 4 条 寄附金を適正に管理するため、坂戸市まちづくり応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 5 条 基金として積み立てる額は、寄附金の額とする。

(管理)

第 6 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 7 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 8 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間

及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第9条 市長は、第2条各号に掲げる事業の財源に充てるため、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(寄附者への配慮)

第10条 市長は、基金の積立て、管理及び処分その他基金の運用に当たっては、寄附者の意向が十分反映されるよう配慮しなければならない。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、毎年度終了後6か月以内に、寄附金の運用状況について公表しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6 坂戸市まちづくり応援寄附条例施行規則

平成 20 年 12 月 24 日公布

坂戸市規則第 30 号

平成 22 年 1 月 20 日改正

坂戸市規則第 1 号

平成 23 年 12 月 15 日改正

坂戸市規則第 30 号

平成 27 年 5 月 1 日改正

坂戸市規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、坂戸市まちづくり応援寄附条例（平成 20 年坂戸市条例第 30 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ等)

第 2 条 寄附金は、寄附金申込書（様式第 1 号）により受け入れるものとする。

2 市長は、寄附の申込み又は収受した寄附金が公序良俗に反するものと思料される場合は、寄附金の受入れを拒否し、又は収受した寄附金を返還することができる。

3 市長は、前項の規定により寄附金の受入れを拒否し、又は収受した寄附金を返還した場合は、その理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附金の額)

第 3 条 寄附金は、一口 2,000 円とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(寄附金台帳の作成等)

第 4 条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳（様式第 2 号）を作成するものとする。

2 市長は、基金の全部又は一部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(寄附者への報告)

第 5 条 市長は、基金の処分を行った場合は、当該処分に係る現金を財源として実施した事業を指定して（条例第 3 条第 2 項の規定により市長が指定した場合を含む。）寄附をした寄附者に対し、当該実施した事業の内容及び基金の充当結果を報告しなければならない。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 30 号）

この規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 27 号）

この規則は、公布の日から施行する。